

## 茨木市小売店舗改築（改装）事業補助要綱

### （目的）

第1 この要綱は、市民等が市内で所有し、又は賃貸借する小売店舗等の改築又は改装工事（以下「改築工事」という。）に対し、その経費の一部を市が補助することにより、市内の商業施設の活性化を促進し、もって商業の振興を図ることを目的とする。

### （定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 茨木市中心市街地活性化基本計画（令和元年12月26日認定）に基づく中心市街地をいう。
- (2) 業種・業態転換 現在営んでいる事業を新たな業種・業態の事業に変更することをいう。
- (3) 新規分野進出 現在営んでいる事業を継続しつつ、新たな業種・業態で事業を拡大することをいう。
- (4) 新店出店 現在営んでいる事業に関して、市内で新たな事業所を開設することをいう。
- (5) 会社 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社をいう。

### （補助対象事業）

第3 補助の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) リニューアル活性化事業（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる次のいずれかの事業を市内で営むものが、事業活動の活性化のために建物の改築工事を行う事業をいう。）
  - ア 中分類56の各種商品小売業（管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。イからオまでにおいて同じ。）
  - イ 中分類57の織物・衣服・身の回り品小売業
  - ウ 中分類58の飲食料品小売業
  - エ 中分類59の機械器具小売業
  - オ 中分類60のその他の小売業
  - カ 中分類76の飲食店（小分類766のバー、キャバレー及びナイトクラブ並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業の届出の対象となる営業所を除く。）

キ 小分類771の持ち帰り飲食サービス業

ク 小分類782の理容業

ケ 小分類783の美容業

コ 細分類8351のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所

(2) チャレンジ応援事業（前号アからキまでに掲げる事業を市内で営もうとする者が、市内の商店街又は中心市街地において、業種・業態転換、新規分野進出又は新店出店のため、建物の改築工事を行う事業をいう。）

（補助対象者）

第4 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条に定める中小企業者であること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 次のいずれかに該当する者

ア この要綱に基づく同一の事業の補助金の交付を受けていないこと。

イ この要綱に基づく同一の事業の補助金の第11の規定による交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して、10年が経過していること。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は大阪府電話異性紹介営業に係る利用カードの販売等の規制に関する条例（平成14年大阪府条例第9号）第2条第1号に規定する電話異性紹介営業を営む者でないこと。

(5) 現在営んでいる事業について、確定申告を行っていること。

(6) 第3第1号に掲げる事業にあっては、市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者又は市内に本社若しくは本店を有する会社で、市内で1年以上事業を営んでいる小売業者等であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（補助対象建物）

第5 補助の対象となる建物は、補助の対象者が所有し、又は賃借し、かつ、自ら営業し、又は営業しようとしている市内に存する小売店舗等（第3第1号アからコまでに掲げる業を営む店舗をいう。）で、店舗面積が200平方メートル未満の建物とする。

(補助対象工事)

第6 補助の対象となる改築工事は、次の各号のいずれにも該当する改築工事とする。

- (1) 第5に規定する補助対象建物に係る改築工事であること。
- (2) 第7に規定する補助対象経費の総額（消費税等を除く。）が500,000円以上の改築工事であること。
- (3) 改築工事に着手する日の属する年度の末日までに第13に規定する実績報告を行うことができる改築工事であること。

(補助対象経費)

第7 補助の対象となる経費は、第6に規定する補助対象工事に要する経費（消費税等を除く。）とする。ただし、次の各号に掲げる費用は含まない。

- (1) 土地購入費用
  - (2) 工事用機械、工具等の購入費用
  - (3) 補助の対象建物に付属しない備品類の購入費用
  - (4) その他補助の対象工事に関係がない費用
- 2 住居部分及び共通利用部分を含めた改築工事であるときは、住居部分及び共通利用部分の工事に要する経費（店舗部分に要する経費と住居部分及び共通利用部分に要する経費の合理的な区分が困難な場合は、床面積等の比率に応じた按分などにより算出した経費）については補助対象外とする。
- 3 国、大阪府等又は市の他の補助金の交付を受けるときは、同一の経費については補助対象外とする。

(補助金額)

第8 補助金の額は、第7に規定する補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該2分の1を乗じて得た額が500,000円を超えるときは、500,000円）とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(事業計画書の作成)

第9 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、事業計画書を作成、当該事業計画書について市の中小企業経営アドバイザーから必要な指導を受けなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者が前項の規定による指導を受ける際には、次に掲げる者に限り、これに同席することができる。
- (1) 当該改築工事を行う小売店舗等において営む事業の専従者となることが事業計画書に明記されている者
  - (2) 当該補助金の交付を受けようとする者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書に記載されている者

(補助金の交付申請)

第10 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し
- (4) 工事見積書
- (5) 建物の現況図面及び工事施工予定箇所の写真
- (6) 借入人の場合には貸主の同意書
- (7) 市税の納税証明書又は非課税証明書
- (8) 法人の場合には登記事項証明書
- (9) 営業に必要な資格及び許認可を証する書面
- (10) 確定申告書の写し

(補助金の交付決定)

第11 市長は、第10の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(変更の届出)

第12 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第10に準じて茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第11に準じて決定の内容を変更し、茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(実績報告)

第13 補助金の交付の決定を受けた者は、事業終了後、茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 工事完了証明書（様式第6号）
- (3) 工事代金の支払を証する書面
- (4) 建物の改築工事完了後の現況図面及び工事施工完了箇所の写真

(補助金額の確定等)

第14 市長は、第13の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出した者に通知する。

（補助金の交付請求）

第15 第14の補助金確定通知書を受けた者は、茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第16 市長は、第15の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第17 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第18 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第19 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補助金の取消し等）

第20 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めるとき。

(市長の指示)

第21 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年6月9日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市小売店舗改築（改装）事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市小売店舗改築（改装）事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年1月7日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市小売店舗改築（改装）事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市小売店舗改築（改装）事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市小売店舗改築（改装）事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

(申請先) 茨木市長

住 所

氏 名

印

(自署の場合は押印不要)

## 茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金交付申請書

茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金の交付を次のとおり申請します。

なお、申請内容の確認のために必要があるときは、私の住民登録の状況、市税等の納税状況について、市長が関係機関に照会することに同意します。

## 1 補助対象事業

事業名	リニューアル活性化事業 ・ チャレンジ応援事業
業 種	小売業 ・ 飲食店 ・ 理美容業 ・ 療術業
建物の所在地	茨木市 (区分) 商店街 ・ 中心市街地 ・ その他
建物の所有者又は賃借者	
工事の内容	

## 2 補助対象経費

## 3 交付申請額

## 4 添付書類

- (1) 事業計画書 (2) 収支予算書
- (3) 建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し (4) 工事見積書
- (5) 建物の現況図面及び工事施工予定箇所の写真
- (6) 賃借人の場合には貸主の同意書 (7) 市税の納税証明書又は非課税証明書
- (8) 法人の場合には登記事項証明書
- (9) 営業に必要な資格及び許認可を証する書面
- (10) 確定申告書の写し

様式第2号

茨木市指令 第 号

住 所  
氏 名 様

茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金は、次の  
条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第3号

年 月 日

(申請先) 茨木市長

住 所  
氏 名

印

(自署の場合は押印不要)

茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 補助対象事業

(事業名) リニューアル活性化事業・チャレンジ応援事業  
(業 種) 小売業・飲食店・理美容業・療術業  
(建物の所在地) 茨木市  
(区分) 商店街・中心市街地・その他

2 変更の内容

3 変更の理由

4 変更前交付決定額

5 変更後交付申請額

6 差引増減額

様式第4号

茨木市指令 第 号

住 所  
氏 名 様

茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

1 交付決定額	円
変更増減額	円
変更交付決定額	円

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第 5 号

年 月 日

(報告先) 茨 木 市 長

住 所

氏 名

印

(自署の場合は押印不要)

茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

(事業名) リニューアル活性化事業・チャレンジ応援事業

(業 種) 小売業・飲食店・理美容業・療術業

(建物の所在地) 茨木市

(区分) 商店街・中心市街地・その他

2 補助金交付決定額

3 補助金精算額

4 補助事業の成果

5 工事完了年月日 年 月 日

6 添付書類

(1) 収支決算書

(2) 工事完了証明書（様式第 6 号）

(3) 工事代金領収書の写し

(4) 建物の改築工事完了後の現況図面及び工事施工完了箇所の写真

様式第6号

工 事 完 了 証 明 書

1 施 主 (住 所)  
(氏 名)

2 工事建物 (屋 号)  
(所在地)

3 工 事 箇 所

4 工 事 内 容 (具体的に記載してください。)

5 工 事 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日

6 工 事 金 額 円 (消費税等を除く。)

上記のとおり完了したことを証明します。

年 月 日

(工事施工業者) 所 在 地  
会 社 名  
代 表 者 名

⑩

(自署の場合は押印不要)

(電話番号

)

様式第7号

茨木市指令 第 号

住 所  
氏 名 様

茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市小売店舗改築（改装）事業実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

1 補助金交付決定額 円

2 補助金確定額 円

年 月 日

茨木市長

印

様式第8号

年 月 日

(請求先) 茨木市長

住 所

氏 名

⑩

(個人事業主で自署の場合は押印不要)

茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金を、次のとおり請求します。

1 補助対象事業 (リニューアル活性化事業・チャレンジ応援事業)

2 金 額